

## 第3章 具体的施策

### 1 基本目標Ⅰ DV防止のための広報・啓発

夫婦間・パートナー間の暴力をドメスティック・バイオレンスといいます。結婚しているかどうかは問いません。身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的などあらゆる暴力が含まれます。

DVは、これまで、単なる夫婦喧嘩として扱われるなど、夫婦間の問題、家庭内の問題として見過ごされ、表面化することがありませんでした。

しかし、夫婦間だから、家庭内だからといって暴力が許されるはずはありません。DVは、「犯罪行為となりうる重大な人権侵害」であり、社会全体でこのような暴力をなくす取り組みを進める必要があります。

そこで、市民に対する周知とともに、学校教育での学習への取り組みや、職務関係者に対する研修の実施など、市民があらゆる機会にDVに対する理解と問題意識を共有できるよう、DV防止のための広報・啓発を行います。

#### 施策の方向1 市民への広報・啓発

DVは、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、暴言などの精神的な暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力などを含んでいます。

また、DVは、子どもにも深刻な影響を与えます。「児童虐待防止法(※4)」では、配偶者に対する暴力やその他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待にあたるとしています。

DVを許さない社会の実現のためには、市民のみなさん一人ひとりが、DVについての正しい理解を深め、「DVは、犯罪行為となりうる重大な人権侵害である」ことを認識することが必要です。

そこで、市では、市民に対し、チラシやパンフレットの配布のほか、国が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間の周知や男性被害者も存在することなど、広報、ホームページ等を活用し、積極的に広報・啓発活動を行います。

## ◆具体的事業

(◎は実施)

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度			担当課	番号 ★ 男女計画
		24	25	26		
1	<DVは人権侵害であることの啓発の推進> DV啓発パンフレットの配布、「女性に対する暴力をなくす運動」期間の周知を広報、ホームページ等により行います。	◎	◎	◎	男女共同参画センター	2
2	<児童虐待・DV防止への啓発> ポスターやパンフレットの配布の他、子育て支援相談等により、児童虐待およびDV防止の啓発を行います。	◎	◎	◎	子育て支援課	4
3	<青少年有害図書等の自主規制の啓発> 青少年有害図書審議会において、性のみを強調し、暴力やDVを容認するような図書を有害図書として指定し、青少年への販売の自主規制の協力を書店等に求めています。	◎	◎	◎	青少年課	8
4	<生と性の健康についての意識の啓発> 生と性の健康について、発達段階に応じた健康教育を行います。	◎	◎	◎	健康支援課	

★男女共同参画基本計画（平成20年度～平成26年度）における事業番号

## ◆指標

事業No.	項目	目標数値
1	DV防止に向けた啓発回数	年3回

### ※4 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童を早期に発見、保護して、自立を支援するための法律。児童の虐待事件多発を背景に、超党派の議員立法によって、平成12年（2000年）に成立しました。改正後、配偶者に対する暴力やその他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことも児童虐待にあたることが明記されました。また、保護者だけでなく、保護者以外の同居人による暴行も虐待と認め、虐待の予防、被害児童の保護、自立支援に関する国および地方公共団体の責務と連携の強化も定められました。

## 施策の方向2 学校における教育

学校教育では、暴力によらない対等で平等な人間関係を築くための人権教育が求められています。

DVは、配偶者以外の恋人など、親密な間柄にあるパートナーからの暴力も含むもので、決して大人だけの問題ではなく、若者の間でも起きている現状があります。これを「デートDV」といいます。

デートDVは、結婚していない思春期・青年期におこる身体的・精神的・性的・経済的暴力等で、相手に対する力と支配を維持するため、つまり、自分の思い通りに動かすために行う行為です。

デートDVを防止するためには、子どもの頃より、男女が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習や、発達段階に応じ、男女の身体の違いや生命を産み育てる両性のあり方を学ぶことが重要です。

そこで、本市では、学校教育の中で、デートDVの予防のための学習の必要性を認識し、引き続きこれらの学習に取り組みます。

### ◆具体的事業

(◎は実施)

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度			担当課	男女 計画 番号 ★
		24	25	26		
5	<p>&lt;児童・生徒の発達段階に沿った人権尊重視点からの性教育の推進&gt;</p> <p>男女の身体の違いや生命を産み育てる両性のあり方等、男女生徒が対等の立場で互いの人権を尊重しあう関係を育てる学習を実施します。</p>	◎	◎	◎	指導課	28

★男女共同参画基本計画（平成20年度～平成26年度）における事業番号

## 施策の方向3 関係者への研修及び啓発

DV被害者は、暴力によりとても傷ついています。そして、多くの場合、自分にも悪いところがあるのではないかと、あるいは、子どものためにも自分が我慢すればいいのではないかと考えています。それでも相談しようとするのは、とても勇気のいることであり、相談を受けるものは、こうした被害者の気持ちを理解することが大切です。

DVの相談をしたことで、さらに被害者が傷ついてしまうことを「二次被害」といいます。二次被害を受けると被害者は心を閉ざし、孤立を深め、さらに暴力の危険にさらされてしまいます。

被害者を支援するためには、福祉や医療関係者のほか、保育所、幼稚園、学校関係者など、あらゆる職務関係者が、DVによる被害の悪循環は被害者にとっても、DVの現場を目撃する子どもにとっても、深刻な影響を及ぼすことを理解し、被害者やその子どもが安心して話すことのできる相談者となる必要があります。

そこで、相談業務に携わる者に対し、研修を実施するほか、あらゆる職務関係者にDVについて理解を深める機会を提供するよう努めます。

### ◆具体的事業

(◎は実施)

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度			担当課	男女計画 番号★
		24	25	26		
6	<各種相談員に対するDV等についての研修の実施> DV研修等、男女共同参画に関する研修の参加により、多様化する相談内容に適切に対応します。	◎	◎	◎	子育て支援課 総合教育センター	16

★男女共同参画基本計画（平成20年度～平成26年度）における事業番号

### ◆指標

事業No.	項目	目標数値
6	相談員のDV研修等実施回数	年1回

## 2 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（平成 20 年度）によれば、配偶者からの暴力（身体的暴行、心理的攻撃、性的強要など）を1度でも受けた経験のある人は、女性では 33.2%、男性では 2.9%です。また、配偶者から受けた被害について、どこ（だれ）にも相談しなかった人は、女性 53.0%、男性 77.2%となっています。

千葉県内におけるDV相談件数は、年々増加しています。千葉県及び県内市町村でのDV相談受理件数は、平成 20 年度 10,223 件（うち市町村 4,884 件）、平成 21 年度 10,322 件（うち市町村 5,129 件）で、99 件（うち市町村 245 件）の増加となっています。

DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することは困難な上、様々な事情や理由から支援を求めることをためらうことも多いのが実情です。

不安を抱えた DV 被害者が安心して相談できるためには、相談窓口の周知とともに、身近な市において適切に情報提供ができる体制づくりが必要です。また同時に、加害者に対する相談や体制づくりのための研究も行っていく必要があります。

そこで、本市では、県の相談機関と協力、連携を図り、庁内関係課と相互に情報を共有し、加害者対応も視野に入れ、DV被害者に適切な支援を実施していきます。

### 施策の方向1 相談体制の充実

---

本市では、男女共同参画センターをDV相談の窓口とし、女性の専門相談員による「女性の生き方相談」を中心に相談を行うとともに、子育て支援課の子育て支援相談やひとり親支援相談の中で、DVの相談に対応しています。

また、健康支援課では、子どもから大人までのあらゆる健康に関する相談の中で、DVの相談にも対応するなど、庁内の関係機関が相互に連携を図りながら、市民が安心して相談できる体制づくりを図っています。

今後は、配偶者暴力相談支援センターとしての機能充実についての研究や男性に対する相談の取り組みなど、DVに対するより極め細やかな対応が求められます。

そこで、本市では、従来の相談体制に加え、働く女性に配慮した「女性の生き方相談」の夜間相談の実施や、男性相談についての事業化の検討など、相談体制の充実に努めます。

## ◆具体的事業

(◎は実施、○は検討・研究)

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度			担当課	男女 計画 ★ 番号
		24	25	26		
7	<b>&lt;子育て支援相談室の充実&gt;</b> 子育てに関する情報の提供を行い、安心して子育てができるよう、個々の家庭に応じた支援を行います。	◎	◎	◎	子育て支援課	101
8	<b>&lt;ひとり親家庭への情報提供、相談事業の充実&gt;</b> 相談者の生活の安定を図るため、ひとり親家庭自立支援員や児童委員等が連携を図り、相談支援活動を推進していきます。	◎	◎	◎	子育て支援課	108
9	<b>&lt;女性の生き方相談における夜間相談の実施&gt;</b> 働いている方が利用しやすい相談事業とするため、夜間相談を実施します。	◎	◎	◎	男女共同参画 センター	133
10	<b>&lt;男性相談についての事業化の検討&gt;</b> 男性相談の必要性について需要が高まりつつあるため、実施について検討します。	○	○	○	男女共同参画 センター	134
11	<b>&lt;配偶者暴力相談支援センターとしての機能充実についての研究&gt;</b> DV防止法の改正により、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務になることから、相談体制等の機能充実について研究を行います。	○	○	○	男女共同参画 センター	135
12	<b>&lt;健康相談事業の充実&gt;</b> 健康な生活ができるような必要な情報提供を行います。また、必要に応じて、関係機関と連携し、適切な対応をします。	◎	◎	◎	健康支援課	
13	<b>&lt;介護に関する相談及び情報の提供&gt;</b> 市内5か所の地域包括支援センターにおいて、介護についての相談に対応し、必要な情報提供を随時行います。	◎	◎	◎	地域包括支援 センター	

★男女共同参画基本計画（平成20年度～平成26年度）における事業番号

## 施策の方向2 相談窓口の周知

DV相談は、千葉県では、女性サポートセンター、ちば県民共生センター、ちば県民共生センター東葛飾センター、各健康福祉センターを配偶者暴力相談支援センターとして指定し、警察を含め実施しています。

本市では、男女共同参画センターをDVの相談窓口とし、専門相談員による「女性の生き方相談」や子育て支援課などにおいて相談に対応しています。

相談機関の周知は、暴力からの悩みを抱えながらも支援を求められずにいる潜在的な被害者自身を相談に結びつけ、早期に解決の糸口を見つけることにつながります。

そこで、本市では、広報、ホームページ、チラシなどにより、広く市民にDVの相談窓口があることを知っていただくとともに、法律相談や人権相談など、関連する相談窓口の周知も含め、より多くの市民の方が相談につながる取り組みを行っていきます。

### ◆具体的事業

(◎は実施)

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度			担当課	男女計画 番号★
		24	25	26		
14	＜女性の生き方相談の周知＞ 女性の生き方相談事業についての周知・啓発を行います。また、関係機関との連携を図ります。	◎	◎	◎	男女共同参画センター	11
15	＜DVに関する相談窓口の周知＞ 配偶者暴力相談支援センター等について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	◎	◎	◎	男女共同参画センター	15

★男女共同参画基本計画（平成20年度～平成26年度）における事業番号

### ◆指標

事業No.	項目	目標数値
14	女性の生き方相談事業についてのチラシ配布等、事業周知回数	年3回
15	DV相談窓口の周知回数	年3回

## 施策の方向3 関係機関等との連携・協力

DV 被害者の支援を行うためには、被害者の状況により、子どもに対する支援やひとり親に対する支援、高齢者に対する支援、経済面での支援など、男女共同参画センターの対応だけでは不十分な場合があり、庁内の関係部署や警察、配偶者暴力相談支援センターとの情報の共有や連携が必要となります。

また、民間団体との連携は、公的機関では対応が困難な場合等において、被害者の立場に立った支援ができるほか、DV 防止の啓発においては、専門知識を生かした取り組みを行うことができます。

そこで、本市では、男女共同参画センターが中心となり、庁内の児童虐待や高齢者虐待、生活保護などを所管する8つの関係部署による連絡会議を開催し、情報の提供・共有に努めるとともに、児童虐待防止の関係部署として連絡会議に出席するなど、庁内関係部署との連携を行います。また、民生委員など地域で相談を行う関係者との連携を図ります。

また、配偶者暴力相談支援センターや警察、民間団体との連携については、千葉県主催の連絡会議に出席するなど、積極的に連携を図ります。

### ◆具体的事業

(◎は実施)

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度			担当課	男女 計画 番号 ★
		24	25	26		
16	＜民生・児童委員及び警察と連携した取り組み＞ 民生・児童委員、警察等の関係機関との連携を密にし、民生・児童委員へのDVについての研修を実施します。	◎	◎	◎	子育て支援課 社会福祉課	12
17	＜庁内関係部署との連携＞ DV 防止推進関係課長会議の開催や子どもを守る地域ネットワークの関係部署としての出席など、情報の提供や共有に努め、庁内関係部署との連携を図ります。	◎	◎	◎	男女共同参画 センター	
18	＜庁外関係機関(県・警察、民間団体等)との連携＞ 県主催の連絡会議の出席のほか、県・警察、民間団体と積極的に連携を図ります。	◎	◎	◎	男女共同参画 センター	

★男女共同参画基本計画（平成20年度～平成26年度）における事業番号

### 3 基本目標Ⅲ 生活再建に向けた支援

DV被害者が暴力等から逃れ、新たな生活を始めるための支援には、被害者それぞれの状況に応じた適切な支援が必要となります。

「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査（内閣府男女共同参画局平成19年4月）」では、DV被害者が相手と離れて生活を始めるにあたって困ったことは、「当面の生活をするために必要なお金がないこと」（54.9%）が最も多く、以下、「自分の体調や気持ちが回復していないこと」（52.9%）、「住所を知られないようにするため住民票を移せないこと」（52.6%）などであり、また、これらの困難を複数抱えている結果となっています。

緊急時の場合には、まずは被害者の安全の確保と心のケアを第一とし、被害者の支援を行う必要があります。また、新たな生活に向けた支援については、被害者の状況にあった適切な情報を提供することにより、DV被害者の自立につなげることが可能となります。

そこで、本市では、被害者の安全確保のための緊急一時保護を行うとともに、関係部署との連携により、DV被害者の自立に向けた情報提供や支援を行います。

#### 施策の方向1 被害者の安全確保

配偶者からの暴力により、生命や身体に重大な危害を受ける恐れが高いと判断し、相談窓口駆け込んできた場合には、緊急一時保護施設の利用や避難のための居場所を確保することが必要となります。

そこで、本市では、被害者の置かれている状況を把握し、千葉県女性サポートセンターや民間の緊急保護施設と連携するなど、被害者の安全確保のため、適切な支援を行います。また、状況に応じ、緊急一時保護の費用の助成を行います。

## ◆具体的事業

(◎は実施)

事業 No.	事業名と取り組み内容	実施年度			担当課	男女 計画 番号 ★
		24	25	26		
19	<b>&lt;緊急保護を求めるDV被害者等への支援&gt;</b> 関係機関との連携を取り、被害者に適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	◎	◎	◎	男女共同参画 センター 子育て支援課	14

★男女共同参画基本計画（平成20年度～平成26年度）における事業番号

## 施策の方向2 適切な情報提供と支援

DV被害者が暴力等から逃れるため、それまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した生活を始めるためには、住宅の確保や経済的基盤の確立、子どもの養育、心のケアなど様々な支援が必要となってきます。

また、その支援の内容についても、被害者の置かれている状況により異なるため、きめ細やかな対応が必要となります。

そこで、本市では、就労に関する情報提供を行うほか、被害者が加害者からの追及を逃れるための支援制度や生活資金についての情報提供を行います。

また、生活の場の確保については、母子生活支援施設への入所や県営住宅、市営住宅の申し込みについての情報提供のほか、状況に応じ、高齢者施設、障がい者施設の利用も視野に入れた支援を行います。

外国人被害者に対する支援については、必要な情報が届くよう、具体的な対応について検討します。

## ◆具体的事業

(◎は実施)

事業No.	事業名と取り組み内容	実施年度			担当課	男女計画 番号★
		24	25	26		
20	<b>＜就労や再就職に関する情報の提供＞</b> 求人情報サイト「アクティブならしの」を通し、情報提供を行います。	◎	◎	◎	商工振興課	80
21	<b>＜ひとり親家庭の生活自立への支援＞</b> ひとり親家庭に対する相談窓口体制の充実を図るため、就労支援を含め、関係機関との連携を図ります。	◎	◎	◎	子育て支援課	109
22	<b>＜DV 被害者支援制度についての情報提供＞</b> DV 被害者を支援する制度について、被害者の状況に応じた情報提供や証明書の作成を行います。	◎	◎	◎	男女共同参画センター	
23	<b>＜生活資金に関する情報提供＞</b> 生活に困窮する DV 被害者に対し、生活保護制度について情報提供を行います。	◎	◎	◎	保護課	
24	<b>＜高齢者・障がい者への自立支援＞</b> 高齢または障がいのある DV 被害者の自立に向け、施設の利用も含め、支援を行います。	◎	◎	◎	地域包括支援センター 障がい福祉課	
25	<b>＜住宅に関する情報提供＞</b> DV 被害者が新たな生活の場を見つけるため、優遇制度も含め、市営、県営住宅などの住宅に関する情報を提供します。	◎	◎	◎	住宅課	

★男女共同参画基本計画（平成 20 年度～平成 26 年度）における事業番号

## ◆指標

事業No.	項目	目標数値
20	「アクティブならしの」による就業件数	年 30 件